

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、地方裁判所の決定を引用するものであり、その余は、憲法違反をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年四月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜	一	郎
裁判官	岡	原	昌	男	
裁判官	吉	田		豊	
裁判官	本	林			譲